

## 旅費規程

### (総 則)

第 1 条 一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下「本会」という）定款第 30 条に基づき役員その他の者が会務のために行動する場合の旅費等の支給について定める。

### (出 張)

第 2 条 会長は、関係役員に会務のための出張を命ずることができる。

### (定 義)

第 3 条 出張とは、会務先が 100km 以上の距離にある場合をいう。ただし、本会の開催する会議への出席は、出張とは認めない。

### (旅 費)

第 4 条 本規程第 2 条及び第 3 条により役員その他の者が会務のために行動する場合は、次の旅費を支給する。

- ( 1 ) 鉄道、バス等の運賃は、普通旅客運賃とする
  - ( 2 ) 宿泊料は、一泊につき 10,000 円以内の実費
  - ( 3 ) 車中泊は、4,000 円
- 2 出張地が 150km を超える場合は、特急料金を付加する。
  - 3 出張地が 800km を超える場合、または、特に必要と認められた場合は、航空機の使用を認める。
  - 4 その他海外出張等特別な事由による場合は、必要な旅費及び経費を支給する。
  - 5 タクシー料金は、鉄道、路線バス等の運行時間外あるいは、これらの利用が困難なとき緊急を要する時等、領収書の添付により支給する。

### (日 当)

第 5 条 役員その他の者が会務のために行動する場合の日当は、次の基準により支給する。

- ( 1 ) 宿泊を要する場合 1 日につき 1,000 円
- ( 2 ) 宿泊の必要がない場合 4 時間を 1 単位とし、3 単位を限度とする（1 単位 500 円）

### (食卓料)

第 6 条 役員その他の者が会務のために行動する場合の食卓料は、次の基準により支給する。

- 1 朝食および昼食は各 1,000 円以内とする。

2 夕食は 1,500 円以内とする。

(会務の経費)

第 7 条 役員が出張以外で会務を遂行するために要した交通費等の経費の支給は、本規定第 4 条、第 5 条及び第 6 条の定めるところに準じて行うものとする。

(特 例)

第 8 条 本規程によって処理できない場合は、理事会の議決により、特例として処理するものとする。

附則

(規程の変更)

1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。